

研修出願に際して

研修出願に際しては以下の点にご留意ください。

※海外研修 a に適用される対象が今年度より変更になりました。

海外研修 a に適用される対象

(1) 対象者・研修期間

満 55 歳以下（年齢は申請年度（来年度）のもの。）の専任教員で、研修期間が 2 か月以上 1 年以内であること。

(2) 研修派遣先

外国の大学、研究所、その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設、民間企業の研究部門であり、かつ、それらの研修先より招聘されていること。

各種補助金等外部からの研究資金を得ている場合

文部科学省／独立行政法人日本学術振興会所管の科学研究費補助金の交付を受けている者、研修期間中に新たに公募を希望する者が研修に出願する際は事前に研究支援課に問い合わせること。

研究員等の受け入れをされる場合

研修期間中は独立行政法人日本学術振興会特別研究員・本学学術研究員等を指導することはできない。研修を希望する者が独立行政法人日本学術振興会特別研究員の受け入れ（予定）研究者となっている場合は事前に研究支援課に問い合わせること。学術研究員を受け入れている場合は当該学術研究員に通知し、適切に対応すること。